

松山市立小中学校空調実施方針等に関する質問内容及び回答

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	実施方針 本文	P2	第1-1-(6)	<p>事業の範囲として、対象校の普通教室及び特別教室2,100教室並びに既設設備のある約705教室とありますが、学校給食調理場は含まれていないと考えてよろしいのでしょうか。</p> <p>給食調理場に設置されている空調機は、フィルターや機器の汚損・劣化が著しく、入室上の制限も厳しいなど、維持管理業務を実施するうえで、特別の配慮が必要となります。</p>	<p>学校給食調理場は本事業の対象教室に含まれていません。</p>
2	実施方針 本文	P2	第1-1-(6)	<p>事業の範囲として対象校の普通教室および特別教室ならびに既設設備のある教室とありますが、この中には学校給食調理場および関係室は含まれていないと見做してよろしいのでしょうか。</p> <p>給食調理場等設置の空調機については、フィルターや機器の汚損・劣化が著しく、入室上の制約も厳しいなど、維持管理業務上特別の配慮が必要であることから、本事業の対象外と認識しております。</p>	<p>No. 1を参照してください。</p>
3	実施方針 本文	P2	第1-1-(6)	<p>第1-1-(6)-①-ウに「新規設備等の設計業務のウに各対象校の一般平面図及び配置図(CADデータ)は市より提供する。」と記載されていますが、対象校全校についてのCADデータがあると判断して宜しいのでしょうか。又、データについては第2回見学会時に提供いただけますでしょうか。</p>	<p>対象校全校準備します。また、第2回現地見学会までに一般平面図等のデータを貸与する予定です。</p>
4	実施方針 本文	P4	第1-1-(7) ①	<p>事業者の収入において、市は事業者が実施する本事業に要する費用のうち、新規設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価については、事業契約書においてあらかじめ定める額の一部を施工完了時、残りを維持管理期間にわたり事業者を支払うとありますが、施工完了時とは施工期間終了時の平成31年8月を意味するのか、それとも平成29年度8月、平成30年度8月、平成31年度8月にそれぞれの年度においての工事完了時を意味するのか、どちらでしょうか。</p>	<p>施工完了時とは、各年度における所有権の移転後を意味します。</p>
5	実施方針 本文	P4	第1-1-(7)	<p>新規設備等について所有権移転をもって設計・施工等のサービス対価の支払いと維持管理業務の開始が行われることとなっていますが、所有権移転の時期は要求水準書 P6「第1-10 本事業のスケジュール」にある設計施工期間の各年度末(平成29年8月31日、平成30年8月31日、平成31年8月31日)のタイミングにおいて行われるものと考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
6	実施方針 本文	P4	第1-1-(7) ①	事業契約においてあらかじめ定める額の一部を施工完了時に、残りを維持管理期間にわたり事業者を支払う。とありますが、一部とはどの程度の額を予定しているのでしょうか。 また、施工が複数年度に亘った場合、各年度毎に施工完了部分（所有権移転後）に対して一定の支払いを予定しているのかをご教示ください。	施工完了時に支払う金額割合については、入札説明書等で示します。 施工が複数年度に及ぶ場合の設計・施工等のサービス対価の支払い方法については、各年度に設置された空調設備の分に応じた額を、年度毎にお支払します。
7	実施方針 本文	P4	第1-1-(7)-①	設計施工等のサービス対価の一部支払いとされる施工完了時とは、①各校の施工完了時、②各年度毎、③全校の施工期間終了時の何れかの事でしょうか？	No. 6を参照してください。
8	実施方針 本文	P4	第1-1-(7)-①	新規設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価として、金融機関等からの借入れ等を行う場合は、その金利分もこの設計・施工等のサービス対価に含む。とありますが、借入時の基準金利がマイナスであった場合の取扱いはどのようになるのでしょうか。	詳細は入札説明書等にて示します。
9	実施方針 本文	P4	第1-1-(7) ①	金融機関等からの借入れ等を行う場合は、その金利分もこの設計・施工等のサービス対価に含む。とありますが、金融機関からの借入れ時の基準金利がマイナスとなった場合の基準金利の取り扱いについてご教示ください。	No. 8を参照してください。
10	実施方針 本文	P7	第1-2-(4)	第1-2-(4)に「実施方針等の公表後における民間事業者からの質問、意見等、又は市での検討を踏まえ、必要に応じ、書類の内容を見直し、変更することがある。」と記載されていますが、第2-2の募集及び選定のスケジュール(予定)にはその事が記載されていません。 民間事業者からの意見徴収の時期、方法、対象者について教えていただけますでしょうか。	民間事業者からの意見徴収時期、方法等については改めて示します。
11	実施方針 本文	P8	第2-2	第2回現地見学会における調査人員を確保する必要がある為、予定されている日数について教えていただけますでしょうか。又、出来るだけ詳細な調査を行う為に、十分な日数を設定して頂けませんでしょうか。	詳細は入札説明書等にて示します。 1週間程度の期間で、1日3班程度に分けて行う予定です。
12	実施方針 本文	P12	第2-4-(3)	「業務を遂行する入札参加グループに関する参加資格要件」の中で、参加資格要件に平成27・28年度松山市競争入札参加資格者名簿に登録されていることとありますが、登録に関し新たに追加受付はして頂けるのでしょうか	平成27・28年度松山市競争入札参加資格者名簿に登録の無い業者に関しては、松山市競争入札参加資格者名簿の追加受付は行いませんが、代わりに本事業の入札参加申請時に、松山市競争入札参加者資格審査申請に相当する程度の書類を求め、本事業の入札参加資格の審査を行います。 また、松山市競争入札参加資格者名簿に登録が無いが、本事業の入札参加資格が認められた業者については、来年度の松山市競争入札参加者資格審査申請を行うことを求める予定です。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
13	実施方針 本文	P12	第2-4-(3)-ア-(イ)	松山市競争入札参加資格名簿の登録について、新たに追加受付をして頂けるのでしょうか	No. 12を参照してください。
14	実施方針 本文	P12	第2-4-(3)	「新規設備等の設計業務」を行う者の要件として、平成27・28年度松山市競争入札参加有資格者名簿の「委託：建築関係建設コンサルタント」に登録されている。とありますが、登録に関し、新たに追加受付をしていただけるのでしょうか。	No. 12を参照してください。
15	実施方針 本文	P12	第2-4-(3)	本業務の入札参加グループの構成企業又は協力企業に関して、 ア 「新規設備等の設計業務」を行う者の要件 および ウ 「新規設備等の工事監理業務」を行う者の要件として、松山市資格者名簿の「委託：建築関係建設コンサルタント」に登録されていること、とありますが、登録に関して新たに追加受付はしていただけるのでしょうか。	No. 12を参照してください。
16	実施方針 本文	P12	第2-4-(3)	「業務を遂行する入札参加グループに関する参加資格要件」について、参加資格要件に平成27・28年度松山市競争入札参加資格者名簿に登録されていることとありますが、本事業に参加するための資格者名簿への追加受付を行うのかをご教示ください。	No. 12を参照してください。
17	実施方針 本文	P12・13	第2-4-(3)	本事業は通常の工事とは違うPFIという特殊な発注方法である事や入札参加グループを幅広く募集する為、競争入札参加資格申請を行っていない企業でも本事業のみに参加出来る様、臨時の競争入札参加資格申請を受付けていただきます様お願いいたします。（愛媛県下の多数の市町村が競争入札参加資格申請を常時受付されています。）	No. 12を参照してください。
18	実施方針 本文	P12	第2-4-(3)	「新規設備等の設計業務」及び「新規設備等の工事監理業務」を行う者の要件について、松山市の「委託：建築関係建設コンサルタント」に登録されていることが条件になっていますが、平成28年度での新規登録は可能でしょうか。	No. 12を参照してください。
19	実施方針 本文	P12	第2-4-(3)イ	「新規設備等の施工業務」の参加資格要件において、（ア）（イ）に「少なくとも1企業は」と記してありますが、構成企業において例えば市内に本店を構える業者が複数構成企業に属する要望があった場合、この中の1企業が要件を満たしていれば、その他の企業が総合評価値が一定の点数以下で且つA等級以下でも出資をすれば構成企業となれるとの解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、建設業法等の遵守をしてください。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
20	実施方針 本文	P12	第2-4-(3)イ	(ア)、(イ)に於いて、「少なくとも1企業は」という記載があります。 入札参加グループの構成企業又は協力企業の中に、(ア)又は(イ)の条件を満たしていない企業がいても問題ないという解釈で構いませんか？ 例えば、(ア)に於いて「特定建設業」でなく「一般建設業」、(イ)に於いて「A等級」でなく「B又はC等級」等です。	No. 19を参照してください。
21	実施方針 本文	P12	第2-4-(3)	「新規設備等の施工業務」及び「新規設備等の移設等業務」を行う者の要件として、少なくとも1企業はと記載されていますが、市内に本店を構える業者が、複数構成企業に属する要望があった場合、そのうちの1企業が要件を満たしていれば、その他の企業が総合評定値の点数以下で、かつA等級以下でも出資をすれば、構成企業になれるという解釈でよろしいでしょうか。	No. 19を参照してください。
22	実施方針 本文	P12	第2-4-(3)	業務を遂行する入札参加グループに関する参加資格要件として、平成18年度以降に、学校又は事務所等の空調設備の施工の元請としての施工実績を有していること。とありますが、事務所等とは民間でもよろしいでしょうか。また、規模の大きさ等の条件はあるのでしょうか。	事務所については公共・民間を問いません。また、規模については条件はありません。
23	実施方針 本文	P12	第2-4-(3)-イ-(7)、(イ)	「新規設備等の施工業務」及び「新規設備等の移設等業務」を行う者の要件について、第2-4-(3)イ-(ウ)に資格者名簿の「電気」又は「管」に登録されていること。とありますので、第2-4-(3)イ-(ア)についても、少なくとも1企業は、建設業法第3条第1項の規定による「電気工事」又は「管工事」に係る特定企業の許可を受けていること。に変更して頂けませんか。	本事業の主たる工事は管工事ですので、実施方針に記載のとおりとしています。
24	実施方針 本文	P12	第2-4-(2)-ケ	4月15日の実施方針等の公表前に、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社と事業者との間で、数回にわたり事業内容の説明や、意見交換、資料の受領等が行われていますが、それらの事業者は、第2-4-(2)-ケに記載されている「本事業に係るアドバイザー業務に関与した者・・・」に該当する為、構成企業及び協力企業にはなれないという認識でよろしいでしょうか。	アドバイザー業務に関与した者とは、実施方針12ページ第2-4-(2)-ケに記載されている3者を示します。ご指摘の事業者は「本事業に係るアドバイザー業務に関与した者・・・」には該当しません。
25	実施方針 本文	P12・13	第2-4-(3)	業務を遂行する入札参加グループに関する参加資格要件が、第2-4-(3)に記載されている内容と、4月23日に実施された説明会にて配布された資料とに差異がございます。どちらを正とすれば良いでしょうか。	実施方針を正とします。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
26	実施方針 本文	P13	第2-4-(3) エ	「空調設備等の維持管理業務」を行う者の要件として、「選択したエネルギー方式での運用に必要な資格を持つ者」とあります。一方、要求水準書 P26 第6-1-(3) 維持管理担当技術者の配置において、フロン排出抑制法に基づき、定期点検を実施する担当技術者として「冷媒フロン類取扱技術者等・・・」とあります。エネルギー毎の資格者要件として、具体的には他に何か必要なものはあるのでしょうか。	資格者要件については、実施方針に記載のとおりです。その他に必要な資格については事業者の判断に委ねます。
27	実施方針 本文	P13	第2-4-(7)	第2-4-(7)に記載されているとおり、市内業者は市内に本店を有する業者という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	実施方針 本文	P13	第2-4-(7)	「民間事業者の市内業者に対する契約に関する配慮事項」の中で、可能な限り多くの市内に本店をする業者を登用することに配慮することとする、とありますが、定性的評価の中に登用数の基準はあるのでしょうか	詳細は入札説明書等にて示します。
29	実施方針 本文	P13	第2-4-(7)	民間事業者の市内業者に対する契約に関する配慮事項として、可能な限り多くの市内に本店をする業者を登用することに配慮することとする。とありますが、評価点の中に登用数の基準はあるのでしょうか。	No. 28を参照してください。
30	実施方針 本文	P14	第2-5-(3)-イ(ア)	各参加グループが公平に競争出来る様に、エネルギー費用算出の根拠となるガス及び電気の単価については、ご提示頂けますでしょうか。	エネルギー費用算出に用いる単価等は、本市が公表することを想定しています。
31	実施方針 本文	P18	第4-1-(1)	対象の学校毎の室名、室数等は入札説明書公表時に提示していただけるのでしょうか。また、既設設備分についても室名、機種・空調機仕様・冷媒種別・設置年・台数などのデータをご提示いただけるのでしょうか。これら提示された資料と現地実態に差異がある場合は資料を優先して提案することよろしいでしょうか。	対象教室を図示した資料を公表することを想定しています。また、既設設備については、本市が保有するデータを提示します。なお、提示されたデータは参考図書とし、データと現地実態に差異がある場合は現地実態を優先して提案してください。
32	実施方針 本文	P18	第4-1-(2)	既設設備の「対象となる施設の配置等」は入札説明書で示すとありますが、既設設備の機器型式及び設置年数、フロン簡易点検記録等の資料も提示していただけますでしょうか？	No. 31を参照してください。
33	実施方針 別紙1	P23	リスク分担表(案)-共通段階-不可抗力リスク15	計画段階で想定している自然災害等は、入札説明書において具体的に提示いただけるのでしょうか。また、対象校ごとの津波・高潮・洪水等のハザードマップ想定値も提示いただけるのでしょうか。	前段については予定はありません。後段については、松山市HPの「改訂版まつやま防災マップ」「標高マップ」「松山市内水ハザードマップ」を参考としてください。
34	実施方針 別紙1	P23	共通段階 不可抗力リスク15	計画段階で想定する自然災害等とは入札説明書において具体的に提示いただけますか。また、対象学校ごとの津波・高潮・洪水などのハザードマップ想定値もご提示いただけますか。	No. 33を参照してください。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
35	実施方針 別紙1	P25	リスク分担表(案)-維持管理段階-運営リスク	エネルギーコスト変動リスクにおいて、新規設備の性能未達や性能劣化については事業者リスク分担となっていますが、その要因が要求水準を大きく逸脱する環境条件(外気の異常な高温や低温等)や使用者起因である場合にも、事業者負担となるのでしょうか。 また、一般的に生じる経年や周辺環境による性能低下については、社会通念上許容される範囲で設定されると理解してよろしいでしょうか。	外気の異常な高温や低温等といった要求水準を大きく逸脱する環境条件の範囲や社会通念上許容される範囲については、本市とSPCの間で協議を行い決定することを想定しています。
36	実施方針 別紙1	P25	リスク分担表(案) ■維持管理段階 運営リスク	エネルギーコスト変動リスクの項目における新規設備等の「性能未達」や「性能劣化」については事業者リスク分担となっておりますが、その「性能未達」や「性能劣化」の原因が要求水準の「別紙2設計用屋外・屋内条件」を大きく逸脱する環境条件(外気の異常な高温や低温等)である場合にも、ペナルティや増加するエネルギーコストを事業者が負担することになるのでしょうか。(要求水準書(案)P13 第2-3-(2)-③にも関係)	No. 35を参照してください。
37	実施方針 別紙1	P25	維持管理段階 運営リスク43	新規設備等の性能未達および想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力増加によるやエネルギーコスト増加は事業者リスクとして、注釈※7に「その性能が事業者の設定する性能を下回った場合に起因して増加するエネルギーコストを事業者が負担する」こととしています。 最大需要電力増加によるエネルギーコスト増加は使用者原因や外的要因によるものと区分困難と思われませんが、事業者原因によるものとする場合の認定基準をご提示ください。 また、一般的に生じる経年や周辺環境による性能低下は社会通念上許容されるものと考えますが、「事業者の設定する性能」とはこれらを踏まえて設定する考え方でよろしいでしょうか。	認定基準によるものではなく、本市と事業者の協議により決定することを想定しています。 また、提案時に所定の様式に事業年度内における各年度の消費エネルギー量の想定値を記載いただくこととなりますが、この際、事業者の設定する性能を踏まえた数値を示していただくこととなります。 なお、社会通念上許容される範囲については、本市とSPCの間で協議を行い決定することを想定しています。
38	実施方針	-	-	予定価格の公表は予定されていますでしょうか。ご教授をお願い致します。	予定価格については入札説明書等の公表時に併せて公表することを予定しています。
39	要求水準書(案)	P6	第1-10	第1-10に「中学校27校は平成29年4月以降、小学校51校は平成29年9月以降から施工が可能となる」と記載されていますが、スケジュール表では、各年度の設計及び施工期間が8月31日迄と記載されている為、平成29年度は、小学校51校について設計及び施工しないという解釈でよろしいでしょうか。	小学校51校のうちオープン教室のある学校については、間仕切り工事を実施することとしています。従いまして、間仕切り工事が必要の無い学校については、H29年4月から設計・施工とも可能です。 なお、間仕切り工事が必要な学校についても、間仕切り設置を前提として、H29年4月以降から設計・施工を行うことも可能とします。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
40	要求水準書 (案)	P9	第2-2-(2)	第2-2-(2)に(ただし、各学校の敷地条件等に配慮したエネルギーを選択すること)と記載されていますが、敷地条件への配慮とはどのような事項を想定されているか教えていただけますでしょうか。	各学校のインフラ供給の状況(本事業による新設を含む)を想定しています。
41	要求水準書 (案)	P9	第2-2-(2)	新規設備の性能(仕様・台数等)の決定にあたっては、長期間にわたって、学校関係者の使用者に対し、快適で健康的な室内環境を提供することに配慮するとありますが、どのような空気条件でしょうか。 また、換気条件については、機械換気ではなく、換気(窓の開閉等)頻度等の指導を実施することによってよろしいでしょうか。	空気条件については、要求水準書(案)35・36ページに記載の通りです。 また、換気条件については、ご理解の通りですが、換気設備の設置提案を拒むものではありません。
42	要求水準書 (案)	P10	第2-3	換気設備(全熱交換器等)の設置は、本事業では求められないという認識でよろしいでしょうか。	No. 41を参照してください。
43	要求水準書 (案)	P13	第2-3-(2) -③	「必要な換気条件については機械換気ではなく、換気(窓の開閉等)頻度等の指導を実施することによってよろしいでしょうか?	No. 41を参照してください。
44	要求水準書 (案)	P15	第3-1-(3)	①に於いて、本事業で補助員又は現場代理人として従事している者が、実質施工期間中に、PFI事業に限らず他の入札に参加する事は可能でしょうか?	可能ですが、他の入札案件の条件にもよります。
45	要求水準書 (案)	P15	第3-1-(3)	①に於いて、学校ごとに配置された補助員又は現場代理人は、資格が必要でしょうか?	補助員は、建設業法に基づき適切に配置してください。現場代理人は、特に資格は求めていません。
46	要求水準書 (案)	P18	第3-3-(2)	現場作業日・作業時間について、日曜日、祝日及び夜間の作業は、連続して行わないなど、施設の管理者が通常勤務時間外に継続的に出務することがないように十分配慮する。とありますが、日曜日を連続しての作業を避けるということでしょうか。 また、土曜日、日曜日の連続した作業は可能でしょうか。	休日や夜間の連続した作業を避けることを意図しています。 また、土曜日、日曜日の連続した作業は、学校との調整を踏まえ、必要に応じて認めるものとします。
47	要求水準書 (案)	P18	第3-3-(2)	「日曜日、祝日及び夜間に作業は、連続して行わないなど施設管理者が通常勤務時間外に継続的に出務する事がないように十分配慮する」ありますが、日曜日を連続しての作業を行わないという事でしょうか? また、土曜日、日曜日の連続した作業は可能でしょうか?	No. 46を参照してください。
48	要求水準書 (案)	P18	第3-3-(1)	第3-3-(1)に「工事(試運転調整を含む。)に必要な水道、ガスを有償で使用できる。電力については、学校の電力を使用せず、工事中臨時電力を使用すること」と記載されていますが、電力についても使用出来る様にして頂けませんでしょうか。	工事に起因する停電等が学校運営に与える影響が大きいことから、工事中電力を使用することとします。 ただし、試運転の電力は、事業者が費用を負担することにより学校の電力を使用することとします。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
49	要求水準書 (案)	P20	第3-3-(9)	試運転調整において、単位時間あたりのエネルギー消費量の測定(初期運転状況の記録)とありますが、施工時期により試運転時の条件(気温等)が大きく異なりますが、どのような状況・条件で測定を行うのでしょうか。	試運転は、冷房開始時と暖房開始時に行ってください。測定時における外気の温度・湿度、天候等を同時に記録するものとします。
50	要求水準書 (案)	P20	第3-3-(9)	「単位時間あたりのエネルギー消費量の測定(初期運転状態の記録)」とありますが、施工時期により試運転時の条件(気候等)が大きく異なると思われませんが、どのような状況・条件で測定を行うのでしょうか。	No. 49を参照してください。
51	要求水準書 (案)	P22	第4-1-(3)	工事監理者の配置において、工事監理者の資格要件は「第2・1(3)②設計担当者」に示す資格要件に準じるとありますが、設計担当者の資格にある「建築士」「建築設備士」「一級電気施工管理技士」「一級管工事施工管理技士」他の記載してある資格に適合していれば工事監理者としての要件を満たすと判断してよろしいでしょうか。	現場で工事監理に携わる工事監理の担当者については、ご理解の通りです。なお、各現場の工事監理を総括する者(「建築士」または「建築設備士」の資格を有する者)の配置を検討しています。詳細は入札説明書等で示します。
52	要求水準書 (案)	P22	第4-1-(3)	工事監理者の配置において、工事監理者の資格要件は、「第2・1(3)②設計担当者」に示す資格条件に準じる。とありますが、設計担当者の資格にある建築士・建築設備士・一級電気施工管理技士他に記載している資格に適合していれば、工事監理者としての要件を満たしていると判断してよろしいでしょうか。	No. 51を参照してください。
53	要求水準書 (案)	P26	第6-1-(1)	新規設備の移設等によって維持管理業務にかかる費用が増額した場合、市の要因(業務内容、対象範囲の変更支持等)による維持管理費の増加として、市に負担していただけるのでしょうか。ご教授をお願い致します。	本市と事業者間の協議のうえ合理的な範囲で本市が負担することを想定しています。 なお、維持管理業務にかかる費用が減額した場合は、市が支払う維持管理費が減額になることもあります。
54	要求水準書 (案)	P26	第6-1-(3)	維持管理担当技術者の配置において、冷媒フロン類取扱技術者等の法令で定める定期点検に必要な資格を有する者。とありますが、フロン排出規制法に基づく資格以外に必要な資格はあるのでしょうか。 また、維持管理業務を遂行するにあたっては、担当技術者を配置し、業務着手前に市の承認を得る。とありますが、資格以外で承認が得られない要件があるのでしょうか。	関係法令等で定める資格以外は提案に委ねます。 また、本市の承認は法令で定める資格に基づくものです。
55	要求水準書 (案)	P26	第6-1-(3)	「維持管理担当技術者の配置」にフロン排出抑制法に基づく資格以外に必要な資格はありますか？ また、担当技術者は「市の承認」を得るとありますが、資格以外で「不承認」となる要件があるのでしょうか。	No. 54を参照してください。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
56	要求水準書 (案)	P26・29	第6-1-(1)、第6-3-(1)③	業務の範囲記載の点検等についてお尋ねします。 第6-1-(1) 2項目の記載の「定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等」ならびに第6-3-(1)③ 1項目記載の「定期点検、保守、清掃および経常的修繕を行う」については、内容・頻度等は性能維持を前提とした提案者による自主的設定としてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
57	要求水準書 (案)	P27	第6-1-(4)-③	「当該期間の新規設備及び点検対象設備…」とありますが、点検対象設備とは、既存空調設備という理解でよろしいでしょうか。ご教授をお願い致します。	ご理解の通りです。
58	要求水準書 (案)	P27	第6-1-(4)③	月次報告書の提出において、「新規設備に係る対象室別(室内機別)の日別・月別空調稼働時間」「新規設備に係る対象室別室内温度等測定記録(当該月に測定対象となった学校における対象室分)」「室外機別の月別運転時間及び前負荷相当運転時間あたりのエネルギー消費量」他の事項について、月次報告書は、協議のうえ簡素化することは可能でしょうか。 また、「室外機別の月別運転時間及び前負荷相当運転時間あたりのエネルギー消費量の実績値」は、室外機ごとに計量器を設置せず、運転時間による按分により算出してもよろしいでしょうか。	現時点において簡素化は想定していません。 また、室外機別のエネルギー消費量の実績値について、運転時間や機器能力等により実測値に近い算出ができるのであれば、市との協議により、内容に応じて按分を認めます。
59	要求水準書 (案)	P27	第6-1-(4)-③	「室内機毎(数千台)の日別・月別空調稼働時間」、「新規設備に係る対象室別室内温度等測定記録」、「室外機別の月別運転時間及び全負荷相当運転時間あたりのエネルギー消費量」等の月次報告書ですが、提出書類も膨大になると思われるため、市との協議のうえシーズン毎の報告等に簡素化することは可能でしょうか？ 「室外機別の月別運転時間及び全負荷相当時間あたりのエネルギー消費量実績値」の室外機別のエネルギー量は、個別に計量器を設置するのではなく、全室外機合計エネルギー使用量を各室外機運転時間による按分にて算出してもよろしいでしょうか？	No. 58を参照してください。
60	要求水準書 (案)	P28	第6-2-(2)	冷媒漏洩量は空調設備の一般的な運用が原因で増減するものではないため、事業者側の定期管理項目と考えますが、「冷媒漏洩量の低減を目的としての指導計画の立案」とは、どのような内容かご教授ください。	既存設備を含め冷媒漏洩を最小限に抑える点検方法や漏洩を確認した際の本市への迅速な報告及び対応策の助言を求めることを想定しています。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
61	要求水準書 (案)	P29	第6-3-(1) ①	シーズンイン点検について、市または対象校が要望する時期に実施する。とありますが、フィルター清掃やフロン簡易点検を含めると、休日での対応が必要になります。協議のうえ、スケジュールを組むことでよろしいでしょうか。 また、フロン簡易点検実施時期に行うということでもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 実施時期については提案に委ねることとします。
62	要求水準書 (案)	P29	第6-3-(1)-①	「シーズンイン点検」とは、冷房および暖房運転が開始される前に実施と考えますが、フィルター清掃、フロン簡易点検等も含めると休日での対応と思われるため、対象校分(78校)を同時期に実施するには相当な作業量が必要と思われます。「市及び学校が要望する時期に」とありますが、事業者のスケジュールにて学校側と調整することが可能と考えてよろしいでしょうか？	No. 61を参照してください。
63	要求水準書 (案)	P29	第6-3-(1) ①	シーズンごとに対象校6校の対象教室において、機材を用いた室内温度及び外気温度等を測定し、提供条件の確認を行い、市及び対象校に報告する。とありますが、月次報告書のデータでよろしいでしょうか。 また、対象となる学校及び教室等は市が指定する。とありますが、対象となる教室数はどの程度になるのでしょうか。	月次報告書に掲載するデータとは別途機材を用いた室内温度及び外気温度等を測定し、報告してください。 後段については、詳細を入札説明書にて示します。
64	要求水準書 (案)	P29	第6-3-(1) ①	2項目の記載の市・学校が要望する時期に行う「シーズンイン点検」については、基本的にフロン排出抑制法による簡易点検(年4回)実施時に行うこととしてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
65	要求水準書 (案)	P29	第6-3-(1) ①	3項目、4項目については空調設備に計測機能を付加して自動計測・記録するもの、5項目については個別に現地測定を別途行うものとの理解でよろしいでしょうか。	3項目および4項目における計測および計量の方法は提案に委ねますが、5項目については、ご理解の通りです。
66	要求水準書 (案)	P29	第6-3-(1)-①	「1シーズン毎に対象校のうち6校の対象室において、機材を用い室内温度及び室外温度等を測定し、提供条件の確認を行い、市及び対象校に報告する。」とありますが、1シーズン毎とは冷房および暖房運転の期間に継続的に測定するのでしょうか？ また、「対象となる教室等は市が指定する」とありますが、対象となる教室数はどれくらいでしょうか？	冷房および暖房運転については継続して測定する必要はありません。 測定期間及び対象教室数等については入札説明書等にて示します。
67	要求水準書 (案)	P30	第6-3-(1) ⑥	法定点検について、新規設備に係るフロン排出抑制法に基づく有資格者による定期点検(3年に1回)を実施し、その結果を記録し、市及び対象校に報告する。とありますが、定期点検対象は圧縮機出力7.5kW以上の設備が対象ということでもよろしいでしょうか。	法令で定める定期点検については、ご理解の通りです。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
68	要求水準書 (案)	P30	第6-3-(1) ⑥	①1項目の有資格者による定期点検(3年に1回)」については、フロン排出抑制法で規定する圧縮機出力7.5kW以上の設備のみ対象と考えます。	No. 67を参照してください。
69	要求水準書 (案)	P30	第6-3-(2)	既存設備に関する事項において、既存設備を継続的に利用できる状態を保つために必要なフィルターの清掃を行う。とありますが、作業時に経年劣化による破損の可能性が考えられますが、これは事業者リスクになるのでしょうか。	事業者の責任であることが明らかな場合を除き、本市が負うべきリスクとします。
70	要求水準書 (案)	P30	第6-3-(2)	既存設備はフィルターの清掃を行うこととしていますが、経年劣化が進んでおり、作業時にフィルター等の破損の可能性が高いことから、破損時の交換については市が修繕対応を行うものと考えてよろしいでしょうか。	No. 69を参照してください。
71	要求水準書 (案)	P30	第6-3-(2)	既存設備のフィルター清掃において交換時に経年劣化による破損が生じる可能性が高いと思われませんが、これは事業者リスクとなるのでしょうか？	No. 69を参照してください。
72	要求水準書 (案)	P30	第6-3-(2)	第6-3-(2)に「既存設備を継続的に利用できる状態に保つために必要なフィルターの清掃を行う」と記載されていますが、既存空調機のメーカー、型番、数量等を教えていただけますでしょうか。	No. 31を参照してください。
73	要求水準書 (案)	P30	第6-3-(2)	既存設備におけるフィルター清掃及びフロン排出抑制法に関する点検等の業務計画を適正に実施出来るよう、既存設備の機器資料(図面等)をご開示して頂けないでしょうか。	No. 31を参照してください。